

全建事発第 114 号

令和 6 年 12 月 19 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 今 井 雅 則
〔公 印 省 略〕

「経営事項審査の事務取扱いについて」の一部改正について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、国土交通省より、「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」（令和 6 年国土交通省告示第 1 3 4 2 号）が制定されたことを踏まえ、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成 2 0 年国総建第 2 6 9 号）の一部を改正し、令和 6 年 1 2 月 1 7 日より適用する旨、別添のとおり通知がありました。

なお、別紙 1 については項目・基準に変わりはなく、該当する条・号の改正であり、別紙 2 については健康保険被保険者証の新規発行終了に伴い、雇用状況の確認書類として、『健康保険被保険者証』を削除し、『所属企業の雇用証明書』が追加されております。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

別添 国土交通省通知文

別紙 1 【官報】建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件

別紙 2 【官報】経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件

参考 1 パブリックコメント意見募集結果

(URL : <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&Mode=1&id=155240320>)

参考 2 国土交通省通知文（平成 20 年 1 月 31 日）

(担当) 事業部 三浦
電話:03-3551-9396
FAX:03-3555-3218
メール:jigy@zenken-net.or.jp

国不建第127号
令和6年12月17日

各建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

経営事項審査の事務取扱いについての改正について（通知）

今般、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」（令和6年国土交通省告示第1342号）が制定されたところであるが、これを踏まえ、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年国総建第269号）の一部を改正することとしたので、下記の通り通知する。

記

経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日付け国総建第269号）の一部を別添の通り改正する。

附 則

この通知は、発出日から適用する。

以上